

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (3)

第三章 国民の権利及び義務

— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

第十三条 【 個人の尊重と公共の福祉 】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

条文説明

13条は、最高の人生価値を個人の尊重とし、生命、自由及び幸福追求の権利を保障しています。全ての国民一人一人が最大限に尊重されますが、同時に他人の人権も侵害してはなりません。ただ、公共の福祉によって規制されます。幸福追求に対する国民の権利（幸福追求権）は、包括的基本権を含む権利として捉え、個人の尊重と合わせて、本条文を、規定のない権利を「新しい権利」として保障するための根拠規定となっています。

公共の福祉 ——— 「人権保障の限界（第12条・13条）」

教科書・日本国憲法 より

明治憲法では権利及び自由の保障に対して多くの場合「法律の留保」が伴っていました。つまり、法律によりさえすれば、権利や自由を制限することができ、人権の保障は行政権に対するものであって、立法権に対するものではなかったのです。

これに対して日本国憲法は第13条で、人権は立法の上でも最大の尊重を必要とするとし、第11条および第97条でも基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」と述べて、立法権に対しても権利及び自由の保障をしています。それでは日本国憲法は人権に対し一切の制約を認めていないのでしょうか。そうではありません。12条や13条で「公共の福祉」が権利や自由にも限界があることを示しているからです。

「公共の福祉」は、人間が共同生活をしていくうえで人権相互の衝突を調整する原理で、人間の権利や自由そのものにある当然の制約の根拠であるとされています。世界人権宣言が「何人も、その権利及び自由の行使において、もっぱら他人の権利及び自由に対する当然の承認と尊重とを保障する目的のために、また民主主義社会における道徳、公の秩序及び一般的福祉の正当な要求に応ずる目的のためにのみ、法律によって定められた制限には服しなれば」と定めているのも、日本国憲法の「公共の福祉」による制約の意味と異なるものではありません。

しかし、「公共の福祉」による制約が当然の制約であるとしても、政府や全体の利益が直ちに社会や国民の「公共の福祉」となるわけではありません。何が「公共の福祉」であるかの基準は単純ではなく、時代や社会的背景によって変わるので、個々人の人権の性質に応じて具体的に考えていくことが大切です。

第十四条 【 法の下での平等、貴族の禁止、栄典 】

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けたる者の一代に限り、その効力を有する。

(1) 条文概要説明

第14条は、1項で、民主主義の基礎をなす平等主義の大原則を宣言しています。そして、「法の下に平等」とは、差別されないことであり、実質的差異を前提として、同一の条件の下では等しく取り扱うことを保障した規定となっています。

この大原則を具体化するために、2項で、大日本帝国憲法では、存在していた家族制度など世襲的な特権を有する階級制度を一切認めないとし、3項では、栄典に伴い、税金を免除したりするような特権を与えることを禁じています（表彰金は可）。

日本には、文化勲章など「勲章制度」がありますが、授与した人一代限りです。

(2) 語句の説明

①法の下での平等・・・「すべての国民は、人種、信条、性別、社会的身分などの関係なく、みな平等であることを法律が保障」しているということ。

②人種・・・皮膚の色、容貌、骨格などの生物学的特徴で分けた人種の種別。

③信条・・・堅く信じ守っていること「人生観、宗教観、政治観、など。」

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

- ④社会的身分・・・社会的な地位。
- ⑤門地・・・家柄。
- ⑥華族・・・公・侯・伯・子・男の爵位を持つ者とその家族。昭和22年に廃止された
- ⑦貴族・・・家柄や身分の高い人。社会の上流にあり、社会的に特権をもつ階級に属する人。
- ⑧勲章・・・勲功・功労を表彰して授けられる記章。
- ⑨特権・・・特別な権利。特定の人・身分・階級に与えられる特別な権能。

法の下の平等

<教科書・日本国憲法より>

フランス人権宣言、アメリカ独立宣言は、すべての人が平等であることを宣言しています。このような近代憲法の平等原則は自然権思想と結びつき、自由と不可分の関係において成立しました。日本国憲法も基本的にはこのような平等思想に基づいています。しかし、自由と平等は相互に矛盾をはらんだ関係にあります。人間の個性や能力は様々で、個人の自由を尊重すれば実際には不平等が生じてしまいます。不平等を修正しようとするとき自由を制約しなければならないからです。

近代立憲主義では、機会の平等、すなわち法の適用における平等であり、国家による不平等の排除がその内容と考えられていました。封建制の身分差別から個人を解放することを目指していましたが、自由の結果として生じる不平等、つまり持てる者と持たざる者との不平等について真摯な考慮は払われていませんでした。

ところが、このような不平等が社会問題となり、条件の平等、すなわち実質的な平等観に基づく生存権的基本権の思想が生まれてきました。20世紀の憲法は、積極的国家観を基盤として国家によって実質的な不平等を除去していくことを目的としています。

日本国憲法にもこのような考え方が取り入れられています。

平等についての規定のある条項

1. 憲法第十五条第三項

「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」

2. 憲法第二十四条

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

3. 憲法第二十六条第一項

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

4. 憲法第44条

「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。」

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library

JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト

【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.